

おきぎんVISAカード

会員規定集

おきぎんVISAカード会員規定	1
個人情報の取扱いに関する重要事項	25
海外預金引出しサービス利用特約	30
おきぎんVISAカード保証委託約款	32
個人情報の取扱いに関する同意条項	35
おきぎんキャッシュカードサービス規定	40
おきぎんICキャッシュカード特約	45
生体認証特約	47

おきぎんVISAカード会員規定

第1章【一般条項】

第1条（会員）

1. 株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）に、本規定承認のうえおきぎんVISAカード（以下「カード」といいます。）の利用を申込み、当行が適格と認めた方を本会員とします。
2. 本会員が指定した家族で、当行が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。なお、本規定では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。
3. 本会員は、家族会員のカード取引による当行に対する一切の債務について、家族会員と連帯して責任を負うものとします。なお、家族会員は、第2条第2項に基づいて貸与された自己のカードに基づく債務について責任を負うものとします。
4. 本会員は、申込時にカード取引を行う普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下「利用口座」といいます。）を指定するものとします。
5. 会員と当行との契約は、当行が適格と認めたときに成立します。

第2条（カードの種類、貸与および管理）

1. 当行が発行するカードの種類は、「おきぎんVISAカード」、「おきぎんVISAゴールド」、「おきぎんVISAアミティエ」とします。
2. 当行は、会員に希望する種類のカードを貸与します。なお、家族会員にカードを貸与する場合は本会員と同一種類のものとします。
3. 会員はカードが貸与されたときは、直ちにカード裏面署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項（第10条の届出事項の変更をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続きを当行が求めた場合にはこれに従うものとします。
4. カードは、カード表面に表示された会員本人以外使用できません。

また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。

5. カードの所有権は当行に属し、会員は他人にカードを貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を第三者に移転させること、またはカード情報を使用させることは一切できません。
また、会員は現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
6. 日本国内にてカードを紛失した場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに当行所定の書面により利用口座のある店舗に届け出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによるショッピングサービスおよびキャッシングサービスの停止の措置を講じます。
7. 前項の届出の前に、電話による通知があった場合にも前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面により利用口座のある店舗に届出てください。
8. 海外にてカードを紛失した場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちにVISA International Service Association（以下「VISA International」といいます。）に加盟の最寄りの金融機関、クレジットカード会社または利用口座のある店舗に通知するとともに、帰国後すみやかに当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとします。

第3条（保証の委託）

会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。なお、保証委託の範囲等については、別途おきぎんVISAカード保証委託約款によるものとします。

第4条（サービスの範囲）

1. 会員はカードを利用して、次のサービスを受けることができます。
 - (1) 当行および当行が提携した金融機関の現金自動預金機（現金自動入払機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用した利用口座への預入れ。
 - (2) 当行および当行が提携した金融機関の現金自動支払機（現金自動入払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用した利用口座からの払戻し。
 - (3) 当行および当行が提携した金融機関の現金自動振込機（現金自動入払機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用した振込資金の利用口座からの振替えによる払戻しおよび振込。
 - (4) 第18条第1項に定める加盟店における商品の購入ならびにサービスの提供を受けたことにかかる代金および料金の立替支払い（以下「ショッピングサービス」といいます。）。
 - (5) 支払機等による立替え現金払出し（以下「キャッシングサービ

ス」といい、「キャッシング一括」、「キャッシングリボ」により構成されます。)

(6) 支払機等による利用口座の当座貸越借入金の払出しおよび預金機による当座貸越借入金の返済(以下「カードローンサービス」といいます。ただし、当行が別に承認した場合に限ります。)

(7) その他サービス。

2. 家族会員は、前項(6)を除くすべてのサービスを受けることができます。

3. 会員は、第18条第1項に定める提携VISA各社において自社のクレジットカード会員に対し実施する各種サービスのうち一部受けることのできないサービスがあります。

第5条 (カードの利用方法)

1. 会員は預金機、支払機および振込機にてカードを利用する場合は、カード表面に記載されているカード挿入方向に従って、ICカード対応ATMでのお取引およびクレジットカードのお取引の場合は「キャッシュカード(ICカード対応ATM)クレジットカードのご利用」の方向から挿入し、ICカード対応ATM以外でのお取引の場合は「キャッシュカード(ICカード対応ATM以外)デビットカードのご利用」の方向から挿入し、機能を使い分けるものとします。

2. 会員がカードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両方を使用できる加盟店においてカードを利用する場合には、カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて当該加盟店に申し出るものとします。

3. 前2項において会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、会員が負担するものとし、また会員はこの場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条 (特典および付帯サービス)

1. 当行は会員に対し当行の定めた特典を付与します。特典の内容については、パンフレット等に記載します。

2. 当行は会員に事前に通知することなく、特典の内容を変更または中止する場合があります。

3. 会員は、当行と契約しているサービス提供企業(以下「サービス提供企業」といいます。)が提供する付帯サービスを利用することができます。

4. 付帯サービスの利用にあたっては、サービス提供企業の定める規約等がある場合には、会員はそれに従うものとします。また、カードの種類によっては利用できない付帯サービスがあることをあらかじめ了承することとします。

5. サービス提供企業は会員に事前に通知することなく付帯サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第7条 (暗証番号)

1. 会員は、当行所定の方法により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとし、預金の預入れ、払戻し、振込に使用する暗

証番号および第18条第1項に定める加盟店に設置の端末機を使用するショッピングサービス、キャッシングサービスに使用する暗証番号をそれぞれ届出するものとします。ただし、会員からの届出がない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、当行が所定の方法により暗証番号を登録します。

2. 会員は、暗証番号につき生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、また、会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 会員は、当行所定の方法により暗証番号を変更することができるものとします。ただし、カードの再発行手続きが必要となる場合があります。

第8条（暗証番号の照合等）

1. 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が会員に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、日本国内のキャッシングサービスを行います。
2. 当行は、日本国外におけるVISA Internationalに加盟する金融機関、クレジットカード会社が設置し、指定している支払機において、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を当行が確認のうえ、海外キャッシングサービスを行います。
3. 当行は、日本国外におけるVISA Internationalに加盟する金融機関、クレジットカード会社がカードを確認し、カード上の署名とキャッシングサービス請求書類の署名の一致を確認のうえキャッシングサービスを行います。
4. 加盟店に設置の端末機によりカードを確認し、端末機操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、ショッピングサービスを行います。

第9条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、カード表面に月、年、（西暦の下2桁）の順に記載し、当該月の月末日までとします。
2. 有効期限を経過したカードは使用できません。有効期限を経過したカードは、ハサミによる裁断等の処理を施したうえで、会員の責任において廃棄するものとします。
3. カードの有効期限が到来した場合、当行が継続を適当と認めるときは、新たな有効期限を記載したカードを会員に送付します。但し、届出住所宛に当行が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当行が認める場合には、送付を保留することができるものとします。

第10条（届出事項の変更）

1. 会員が届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、その他の事項（以下総称して「届出事項」という）に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出するものとします。

2. 前項の届出を怠ったために、当行から届出の氏名、住所にあてて通知または送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 当行は、「個人情報の取扱に関する重要事項」第1条第1項に定める利用目的の範囲で、会員のカード利用による当行に対する債権の保全上の必要と認められるときは、当該会員について同条第2項に定める情報を適正な手段で調査、収集、保有ができるものとします。
4. 会員が第31条第1項(6)または(7)に該当すると具体的に疑われる場合には、当行は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。

第11条（年会費）

1. 会員は、当行に対し所定の年会費を毎年1回所定月の10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書なしで利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。なお、支払日に自動引落ができない場合においても、当行は、支払日後いつでも同様の取扱いができるものとします。また、本規定による契約が終了または解約されても年会費は返却しません。
2. 前項の年会費は、当行が必要と定めたときは相当な範囲で変更できるものとし、この場合、当行の店頭または支払機設置場所への掲示等当行所定の方法により会員に通知するものとします。

第12条（偽造カード等によるキャッシングサービスの利用）

偽造または変造カードによる預金の払い戻しおよびキャッシングサービスの利用については、会員または会員の法定代理人の故意による場合または当該払い戻しおよびキャッシングサービスの利用について当行が善意かつ無過失であって会員または会員の法定代理人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、会員は、当行所定の書類を利用口座のある店舗に提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第13条（カードの紛失・盗難等）

1. 会員は、カードまたはカード情報の紛失・盗難等にあった場合には、当行所定の書類を利用口座のある店舗に提出するものとします。
2. カードまたはカード情報の盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じたキャッシングについては、次のすべてに該当する場合、会員は当行に対して当該キャッシングにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードまたはカード情報の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知または届出が行われていること
 - (2) 当行の調査に対し、会員より十分な説明が行われていること
 - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難

にあったことが推測される事実として内閣府例で定めるものを示していること

3. 前2項の請求がなされた場合、当該キャッシングが会員の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知または届出が行われた日の30日（ただし、当行に通知または届出することができないやむを得ない事情があることを会員が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該キャッシングにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
ただし、当該キャッシングが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、会員に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
4. 前3項の規定は、前3項にかかる当行への通知または届出が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正なキャッシングが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
5. 前3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該キャッシングが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ① 会員に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - ② 会員の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって当該キャッシングが行われた場合
 - ③ 会員が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
6. カードまたはカード情報を他人に使用され、キャッシングサービスを利用されたことにより生じた損害で、前号により当行が補てんする以外のものは会員の負担とします。

第14条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行が認めた場合で、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
ただし、カードの偽造、変造等の場合のカードの再発行は、その限りではありません。

第2章【ショッピング・金融サービス条項】

第15条（利用枠）

1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のショッピングサービスおよびキャッシングサービスの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当行が所定の方法により定めるものとします。
2. ショッピングサービスの利用枠（以下「ショッピング利用枠」といいます。）は、本会員と家族会員の利用枠を合算して当行が所定の方法により定めるものとします。また、当行は、ショッピング利用枠の範囲内でリボルビング払い、分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払い及びボーナス一括払いによる「リボ・分割利用枠」を別途定めることができるものとします。
3. 前項の利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを使用した場合には、原則として超過した金額の全額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当行が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。
4. ショッピングサービス利用の際、利用金額、購入商品や提供を受けるサービス、利用状況等の事情によっては当行の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が当行に対してカードの利用に関する照会を行うことをあらかじめ承認するものとします。なお、当行が会員のカード利用が適当でないと判断したときはカードの利用はできません。
5. キャッシングサービスの利用枠（以下「キャッシング利用枠」といいます。）は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボ、キャッシング一括の未決済残高の合計額として管理します。その金額は第1項に定める総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
6. キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
7. キャッシング一括の未決済残高の利用枠は、第5項のキャッシング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
8. 日本国外におけるキャッシングサービスによる利用枠は第2項に定めるショッピング利用枠の範囲内で当行が所定の方法により定めるものとします。
9. 会員は、利用枠を超えてカードを利用した場合においても当然に支払義務を負うものとします。
10. 当行は、本条に定める利用枠の金額は、会員に通知することなく増額できるものとします。また、会員が増額を希望する場合は、当行所定の方法により申込むこととし、当行が適当と認めたときに増額するものとします。
11. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
 - (1) カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合
 - (2) 会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合

第16条（複数枚カード保有における利用枠）

会員が、当行の発行するカードを複数枚所持している場合のカード利用枠は、それぞれのカードごとの合計額ではなく、それらのカードを合算して第15条第1項に定めた金額以内とします。

第17条（手数料の料率、利率の変更）

リボルビング払い、分割払いの手数料の料率およびキャッシングサービスの利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することがあります。この場合、当行から手数料の料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払い、キャッシングサービスの利用残高に対し、また分割払いについては変更後の利用分から、変更後の手数料の料率、利率が適用されるものとします。

第18条（ショッピングサービス）

1. 会員は、VISA Internationalに加盟の金融機関またはクレジットカード会社等（以下「提携VISA各社」という。）と契約した日本国内および国外の加盟店（以下「加盟店」という。）にカードを呈示し、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うことによりショッピングサービスを受けることができます。なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当行が適当と認める方法によって同様のサービスを受けることができます。
2. 前項の定めにかかわらず、当行が通信販売、カタログ販売等特殊な方法を定めた場合は、その方法によるものとします。この場合には、カードの呈示、署名等を省略することができるものとします。
3. 前2項により会員が加盟店に支払うべき代金および料金は、加盟店および提携VISA各社からの請求に基づき当行が所定日までの間、会員の委託により立替支払いします。
4. 前項において提携VISA各社は加盟店から、会員の利用により生じた加盟店の会員に対する債権の譲渡を受ける場合があります。この場合、会員は加盟店、提携VISA各社からの通知または承認の請求を省略して譲渡されることを予め承諾するものとします。
5. 会員のショッピング利用に際して、利用金額、購入商品・権利、提供を受ける役務によっては当行の承認が必要になります。この場合、会員は加盟店が当行に対してショッピング利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。その際、当行が会員本人の利用であることを確認することがあります。
6. 当行は、会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合、または約定支払日に支払われなかった場合は、ショッピング利用を断ることがあります。また貴金属、金券類等の一部の商品については、ショッピング利用を制限することがあります。
7. 商品の所有権は、当行が加盟店に対して立替払いをしたとき、または加盟店から当行に債権が譲渡されたときに当行に移転し、

ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを会員は承認します。

8. 会員は、カードの利用により購入した商品またはサービス等を加盟店との合意によって取消す場合、その代金および料金は当行所定の方法により精算するものとします。

第19条（ショッピング利用代金の支払区分）

1. ショッピング利用代金の支払区分は1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、支払回数が3回以上でかつ当行所定の支払回数の分割払い（以下「分割払い」という。）のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いは、一部の加盟店で指定できない場合、ボーナス一括払いは指定できない期間がある場合があります。なお、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかったときは、すべて1回払いを指定したものと取り扱われます。また、リボルビング払い、分割払いを指定した場合でも、利用したカードを解約したときは、1回払いとして取り扱われることがあります。
2. 前項にかかわらず、会員は、次の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払い、分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、キャッシングサービス、カードローンサービス、その他当行が指定するものには適用されません。
 - (1) 本会員が申し出、当行が認めた場合、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてリボルビング払いとする方式。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定したときは、当該ショッピング利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。
 - (2) 日本国外に所在する加盟店（これに準ずるものを含む。）でのショッピング利用代金について、事前に本会員が申出て当行が適当と認めた場合に、以後の支払いをすべてリボルビング払いとする方式。
 - (3) カードの利用の際に1回払い、2回払い、ボーナス一括払いを指定したショッピング利用代金の支払区分について、本会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申し出を行い、当行が適当と認めたときに、当該代金（2回払いは利用額の全額）をリボルビング払い、分割払いに変更する方式。その場合、1回払い、2回払いからの変更のときは、カード利用の際にリボルビング払い、分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更のときは、ボーナス一括払いの支払日の締切日にリボルビング払い、分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申し出があった後で、ボーナス一括払いの支払日の締切日までに会員資格の取消しがあったときは、支払区分変更の申し出はなかったものとします。

- (4) 支払日の前月22日以降に、前項により支払区分の変更を行ったショッピング利用代金については、事務上の都合により、利用時の支払方法に応じた各締切日の翌月15日を締切日とみなして取り扱われます。

第20条（代金等の支払い）

1. ショッピングサービス、第25条および第26条に定めるキャッシングサービスによる会員の当行に対する債務の締切日は、毎月15日とし、翌月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書なしで本会員の利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、支払日等について別に定めがある場合は、その定めに従うものとします。なお、事務上の都合により支払日は翌々月以降の10日（同前）になることがあります。
2. 2回払いは、ショッピング利用代金の半額（端数が生じた場合は、初回分に算入します。）を、締切日の翌月と翌々月の支払日に支払うものとします。ボーナス一括払いの締切日は、毎年7月15日、12月15日とし、それぞれ翌月の支払日に支払うものとします。
3. 本会員または家族会員が、本規定に違反してカードを利用した場合ならびに本規定に定める以外の方法によりカードを利用した場合でも本会員は支払いの責を負うものとし、その利用代金および料金の支払いは前2項と同様とします。
4. 会員の日本国外におけるショッピングサービスおよびキャッシングサービスの利用代金および料金については、外貨額を円貨に換算した金額を第1項の定めにより支払うものとします。円貨への換算には、VISA Internationalで売上処理した時点のVISA Internationalが適用した交換レートに当行の海外取引に係わる事務処理など所定の費用分として、1.63%を加算したレートを適用するものとします。
ただし、日本国外におけるキャッシングサービスについては、海外取引に係わる事務処理など所定の費用分は加算しておりません。
5. 当行は、第1項および第2項の債務の支払金額をご利用代金明細書により通知いたします。また、第1項および第2項の債務が年会費のみの場合は、ご利用代金明細書の発行を省略することができるものとします。
6. 会員の当行に対する弁済期の到来している債務について、当行は随時、支払いを受けることができるものとします。また、弁済期の到来しているショッピングサービスによる債務とキャッシングサービスによる債務の合計額が利用口座の預金不足等により引落しできないときは、そのいずれに充当するかは当行の任意とします。ただし、ショッピングサービスによる債務と、日本国内におけるキャッシングサービスによる債務のいずれの債務にも充当できないときは、その債務の一部の引落しはいたしません。

第21条（リボルビング払い）

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
 - (1)（お店でリボ）：カード利用の都度リボルビング払いを指定する

方法。

- (2) (マイ・ペイすリボ)：本会員が事前に申出て当行が適当と認めた場合において、あらかじめカードショッピング代金の支払区分を全てリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなることがあります。
- (3) (あとからリボ)：カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、当行が適当と認めた会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当行が適当と認めた場合に、当該代金(2回払いは利用額の全額)をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料・支払金額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、支払いコースを指定した際に指定した金額(5千円、または、1万円以上1万円単位。「おきぎんVISAゴールド」の場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当行が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて第3項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額若しくは減額できるものとします。

3. お店でリボおよびあとからリボの毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当行所定の手数料率により年365日で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象といたします。

マイ・ペイすリボの毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高(付利単位100円)に対し、当行所定の手数料率により年365日で日割計算した金額を1ヵ月分として翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の

対象としません。

4. 本会員は、別途定める方法により、リボルビング払いにかかる債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。
5. 第18条第8項に定めるカード利用後の取消の場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消にかかわらず第3項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第22条（分割払い）

1. 分割払いは次の方法で指定するものとします。
 - (1) カード利用の都度分割払いを指定する方法
 - (2) カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定した後に当該代金（2回払いは利用額の全額）を分割払いに変更する方法。この方法は、当行が適当と認めた会員が、当行が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当行が適当と認めた場合のみ利用できるものとします。その場合、手数料・分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合はボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
 - (3) 分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。
2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合のみ指定できません。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
3. 分割払いの場合のカードショッピングの支払総額は、カード利用代金に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、カードショッピングの支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月・8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りのカードショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当行が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りのカードショッピング利用代金の50%以内で指定することができます。
5. 本会員は、別途定める方法により、分割払いにかかる債務を一括

して繰上げて返済することができます。この場合、会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当行所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。

6. 第18条第8項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず第2項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第23条（見本・カタログなどと現物の相違）

会員が見本、カタログなどにより申込みをした場合において引渡され、または提供された商品、権利、役務が見本、カタログなどと相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換、または再提供を申出るか、または当該売買契約もしくは提供契約を解除することができるものとします。

第24条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対し当該事由の存する商品等について支払いを停止することができます。但し、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。
 - (1) 商品等の引渡し、提供がなされないこと。
 - (2) 商品等に破損、汚損、故障、その他瑕疵があること。
 - (3) その他商品等の販売、提供について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
3. 当行は、会員が前項の支払停止を行う旨を当行に申出るときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
4. 会員は、前項の申出をするときはあらかじめ第2項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
5. 会員は、第3項の申出をしたときは、速やかに第2項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当行に提供しよう努めるものとします。また当行が第2項の事由について調査するときは、会員はその調査に協力するものとします。
6. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1) 商品等の購入もしくは受領が会員にとって営業のため若しくは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき。
 - (2) リボルビング払いの場合で、1回のカード利用にかかる現金価格が3万8千円に満たないとき。

- (3) 分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用にかかる支払総額が4万円に満たないとき。
 - (4) 会員が日本国外においてカードを利用したとき。
 - (5) 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
7. 会員は、当行がショッピング利用代金の残額から第2項による支払いの停止額に相当する金額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用代金の支払いを継続するものとします。
 8. 本条に定める条項は、既払金の返還の請求を認めるものではありません。

第25条（キャッシングサービスの取引を行う目的等）

1. 本会員は、当行および国内の金融機関等が設置している所定のVISA標識のある支払機（以下「VISA支払機」という。）および提携VISA各社が指定した日本国外の支払機（以下「提携支払機」という。）を使用して、カードにより生計費資金とすることを取引を行う目的として当行からキャッシングサービスを受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。
なお、家族会員がキャッシングサービスを利用した場合、当該家族会員は本会員の代理人としてキャッシングサービスを受けたものとみなします。
2. 提携支払機の取扱いは、当該支払機を設置した提携VISA各社の定めによるものとします。
3. 本会員は、日本国外で提携VISA各社が指定する取扱窓口にてカードを呈示し、提携VISA各社所定の伝票に会員自身が署名することにより当行からキャッシングサービスを受けることができます。
4. キャッシングサービスは、「キャッシング一括」、「キャッシングリボ」により構成されます。
5. キャッシング一括を利用した場合、元利一括返済とし、当行所定の利率で年365日の日割計算による金額をキャッシング手数料として元金とともに第20条第1項に定める支払日に支払うものとします。

第26条（キャッシングリボの取引を行う目的等）

1. 会員は、キャッシングリボの利用枠の範囲内で、生計費資金とすることを取引を行う目的として繰り返し利用できます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。
2. キャッシングリボの返済方法は毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は会員があらかじめ届出るものとします。ただし、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
3. 本会員の信用状態が悪化したと認められる場合、当行が定める本人確認手続きが完了しない場合等当行が必要と認めた場合には、当行はいつでもキャッシングリボの利用枠の金額を減額できるものとします。
4. 本会員は、キャッシングリボの立替え払い金に対し、当行所定の

利率（付利単位100円）による利息を支払うものとし、毎月の利息額は、毎月の締切日までの日々の利用残高に対し年365日で日割計算した金額を1ヵ月分とし、第20条第1項に定める支払日に支払うものとし、

5. キャッシングリボの返済は、返済元金と前項の経過利息の合計として当行が指定した金額を第20条第1項に定める支払日に支払うものとし、
6. 本会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの利用残高の全額または一部を繰り上げて返済することができます。

第27条（普通預金の預入れおよび払戻し）

会員はおきぎん I C キャッシュカード規定およびおきぎん生体認証規定により、利用口座の普通預金の預入れおよび払戻しをすることができます。

《リボルビング払いについて》

- 毎月の元金支払額（元金定額方式）

5千円、1万円以上1万円単位にご指定いただきます。ただし、「おきぎん V I S A ゴールド」の場合は1万円以上1万円単位とします。

※リボルビングご利用残高がご指定の元金支払額に満たないときは、その元金と手数料の合計額をお支払いいただきます。

- リボルビング払いの手数料の料率
実質年率15.00%（年365日の日割計算）
- 手数料計算式

リボルビング払い残高×手数料の料率×手数料計算期間（日）÷365日

- リボルビング払いの手数料計算期間

1. 「お店でリボ」、「あとからリボ」の場合

利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。

締切日の翌日から翌月の締切日までを1ヵ月分とし、翌々月の支払期日に後払いするものとし、

初 回：手数料計算の対象外

2 回目：最初に到来する締切日の翌日から2回目の締切日まで

3 回目以降：前月の締切日の翌日から締切日まで

2. 「マイ・ペイすリボ」の場合

利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としません。

支払期日の翌日から締切日までの期間の手数料を翌月の支払期日に後払いするものとし、

締切日の翌日から翌月の締切日までを1ヵ月分とし、翌々月の支払期日に後払いするものとし、

初 回：手数料計算の対象外

2 回目：最初に到来する支払期日の翌日から締切日まで

3 回目以降：前月の締切日の翌日から締切日まで

- お支払い例

1. 「お店でリボ」、「あとからリボ」の場合

3月1日に5万円（消費税込み）のご利用をされた場合
〈手数料の料率15.00%、「元金定額（1万円コース）」を選択された場合〉

① 第1回目お支払い（4月10日）

- ・元金支払額 10,000円
- ・手数料 0円
- ・弁済金 10,000円
- ・お支払い後残高 $50,000円 - 10,000円 = 40,000円$

② 第2回目お支払い（5月10日）

- ・元金支払額 10,000円
- ・手数料
 $50,000円 \times 15.00\% \times 26日(3月16日 \sim 4月10日) \div 365日$
 $+ 40,000円 \times 15.00\% \times 5日(4月11日 \sim 15日) \div 365日$
 $= 616円$

※支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。

- ・弁済金 10,616円
- ・お支払い後残高 $40,000円 - 10,000円 = 30,000円$

③ 第3回目お支払い（6月10日）

- ・元金支払額 10,000円
- ・手数料
 $40,000円 \times 15.00\% \times 25日(4月16日 \sim 5月10日) \div 365日$
 $+ 30,000円 \times 15.00\% \times 5日(5月11日 \sim 15日) \div 365日$
 $= 471円$
- ・弁済金 10,471円
- ・お支払い後残高 $30,000円 - 10,000円 = 20,000円$

2. 「マイ・ペイすりボ」の場合

9月1日に5万円（消費税込み）のご利用をされた場合
〈手数料の料率15.00%、「元金定額（1万円コース）」を選択された場合〉

① 第1回目のお支払い（10月10日）

- ・元金支払額 10,000円
- ・手数料 0円
- ・弁済金 10,000円
- ・お支払い後残高 $50,000円 - 10,000円 = 40,000円$

② 第2回目お支払い（11月10日）

- ・元金支払額 10,000円
- ・手数料
 $40,000円 \times 15.00\% \times 5日(10月11日 \sim 15日) \div 365日$
 $= 82円$
- ・弁済金 10,082円
- ・お支払い後残高 $40,000円 - 10,000円 = 30,000円$

③ 第3回目お支払い（12月10日）

- ・元金支払額 10,000円
- ・手数料
 $40,000円 \times 15.00\% \times 26日(10月16日 \sim 11月10日) \div 365日$
 $+ 30,000円 \times 15.00\% \times 5日(11月11日 \sim 15日) \div 365日$

=488円

※支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。

- ・ 弁済金 10,488円
- ・ お支払い後残高 30,000円 - 10,000円 = 20,000円

《分割払いについて》

- 分割払いの支払回数、支払期間、手数料の料率（実質年率）、分割係数

支払回数	1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	30回	36回	ボーナス一括
支払期間	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月	30ヵ月	36ヵ月	1~6ヵ月
手数料の料率 (実質年率)	0.00%	0.00%	12.00%	13.25%	13.75%	14.25%	14.50%	14.75%	14.75%	14.75%	14.75%	14.75%	14.50%	0.00%
分割係数	0.00%	0.00%	2.01%	3.35%	4.02%	6.70%	8.04%	10.05%	12.06%	13.40%	16.08%	20.10%	24.12%	0.00%

※加盟店により、上記支払回数をご指定いただけない場合があります。

- 分割払いのお支払例

3月1日に5万円（消費税込み）の商品を5回払いでご購入された場合

- ① 上表に基づく手数料総額（目安）

$$50,000円 \times 3.35\% = 1,675円$$

- ② 上表に基づくお支払い総額（目安）

$$50,000円 + 1,675円 = 51,675円$$

- ③ 毎月のお支払額（分割支払金）

$$51,675円 \div 5回 = 10,335円$$

（元利均等残債方式により、最終回の支払額は端数調整します。）

- ④ 初回お支払い（4月10日）

- ・ 分割支払金 10,335円

- ・ 内手数料額

$$50,000円 \times 13.25\% \times 26日 (3月16日 \sim 4月10日) \div 365日 = 471円$$

- ・ 内元金 10,335円 - 471円 = 9,864円

- ・ 支払後残元金 50,000円 - 9,864円 = 40,136円

- ⑤ 第2回目お支払い（5月10日）

- ・ 分割支払金 10,335円

- ・ 内手数料額

$$40,136円 \times 13.25\% \times 30日 (4月11日 \sim 5月10日) \div 365日 = 437円$$

- ・ 内元金 10,335円 - 437円 = 9,898円

- ・ 支払後残元金 40,136円 - 9,898円 = 30,238円

- ⑥ 第3回目お支払い（6月10日）、第4回目お支払い（7月10日）
第2回目お支払いと同様の計算をします。

- ⑦ 最終回お支払い（8月10日）

- ・ 支払後残元金 10,128円

- ・ 手数料額

$$10,128円 \times 13.25\% \times 31日 (7月11日 \sim 8月10日) \div 365日 = 113円$$

・分割支払金 10,241円

■以上により、分割支払金の内訳は次表のとおりとなります。

支払回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	合計
分割支払金	10,335円	10,335円	10,335円	10,335円	10,241円	51,581円
内手数料料額	471円	437円	340円	220円	113円	1,581円
内元金分	9,864円	9,898円	9,995円	10,115円	10,128円	50,000円
支払後残元金	40,136円	30,238円	20,243円	10,128円	0円	-

《キャッシングサービスについて》

●キャッシングリボ・キャッシング一括のご利用方法

	本会員		家族会員	
	キャッシングリボ	キャッシング一括	キャッシングリボ	キャッシング一括
当行が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行ない、キャッシング一括の借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	-	○	-

●キャッシングリボ・キャッシング一括の返済方法・回数、利率等

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済	利用残高および返済方法に応じ、元金と利息を完済するまでの期間、回数。利用枠の範囲内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高に応じて、返済期間、返済回数は変動する。	一般会員 ・実質年率 15.0%
	ボーナス月増額返済あり	<返済例> 借入額5万円、元利定額返済・毎月返済額1万円、実質年率15.0%の場合、 7ヵ月・7回*。 ※6回目・7回目の返済額は1万円未満	ゴールドカード会員 ・実質年率 15.0%
キャッシング一括	元利一括返済	21日～56日（但し暦による）・1回	実質年率 15.0%

※担保・保証人・不要

第3章【その他の条項】

第28条（期限の利益の喪失）

1. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、一切の未払債務について期限の利益を喪失し、直ちにその金額を支払うものとします。
- (1) リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当行から20日以上相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払わなかったとき。
 - (2) 虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (3) 本規定の定める事項の1つにでも違反したとき。

- (4) カードの改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不相当と認めたとき。
 - (5) 住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由によって、当行に会員の所在が不明となったとき。
 - (6) 支払を停止したとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (7) 破産または民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (8) 本会員または家族会員の預金について仮差押、保全差押、差押の命令、通知が發送されたとき。
 - (9) 当行の発行する他のカードを所持している場合において、その1枚のカードにつき上記(2)から(5)までに記載した事項のいずれかに該当したとき。
2. 前項の定めにかかわらず日本国内外のキャッシングサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第29条（損害金等）

1. 本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金（付利単位100円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位100円）に対し商事法定利率を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。
3. キャッシングサービスのうち、キャッシング一括は、年20.00%を乗じた額。また、キャッシングリボは、年20.00%を乗じた額。

第30条（カード利用の一時停止等）

1. 当行は、会員が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外預金引出しサービスの全部またはいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。
2. 当行はカードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしに、カード

ショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外預金引出しサービスの全部またはいずれかの利用を保留またはお断りすることがあります。

3. 当行は、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外預金引出しサービスの全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは、加盟店や現金自動預払機（以下「ATM等」という）等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
4. 当行は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外預金引出しサービスの利用を停止することができるものとします。
5. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、会員に、当行が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行なわれていないと認められる国又は地域においてはカードの利用を制限することができるものとします。

第31条（会員資格の取消）

1. 当行は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当行において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。
 - (1) カード、ローン等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合。
 - (2) 本規約のいずれかに違反した場合。
 - (3) カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合。
 - (4) 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不相当若しくは不審があると当行が判断した場合。
 - (5) 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。
 - (6) 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、および次の①から②のいずれかに該当した場合
 - ①自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (7) 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を

毀損し、または、当行の業務を妨害する行為

⑤その他前記①から④に準ずる行為

- (8) 会員に対し第10条第4項または第30条第5項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
 - (9) 会員が、本会員として当行から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記(1)から(8)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
 - (10) 付帯されている保険サービスについて解除の申し出をした時は、当該会員から退会の申し出がなされたものとみなします。
2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
 3. 会員資格を取消されたときは、当行が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカード等の当行から貸与された物品を当行に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
 4. 当行は、会員資格の取消を行った場合、カードの無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当行に返還するものとします。
 5. 本会員は会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。

第32条（退会等）

1. 本会員が任意に退会する場合、当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとします。なお、家族会員だけの退会の場合においても、本会員が届出るものとします。
2. 利用口座を任意に解約したとき、また本会員につき相続が開始したときは、本規定による契約は終了します。
3. 会員が第28条の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等を要せず、本規定による契約を解除することができるものとし、会員はカード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。
4. 会員が次の各号の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等により本規定による契約を解除することができるものとし、会員はカード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。
 - (1) 当行に対する債務の1つにでも期限に履行しなかったとき。
 - (2) その他当行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたときと認められたとき。
5. 第9条に定めるカードの有効期限到来後、当行から新たなカードが貸与されなかったときは、本規定による契約は終了します。
6. 会員は退会または本規定による契約が終了したときは、本規定に定める当行に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。
7. 退会後または本規定による契約の終了後に当該カードの利用により生じた損害については、すべて会員の負担とします。

8. 契約終了後の債務は支払方法によらず一括請求とします。

第33条（当行からの相殺）

1. 会員が本規定に定める当行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と会員の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当行は相殺することができます。この場合、当行は事前の通知および所定の手続を省略し会員にかわり諸預け金を払戻し、債務の弁済に充当することができるものとします。
2. 前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。ただし、期限未到来の預金等の利息は期限前解約利率によらず約定利率により年365日の日割計算とします。また外国為替相場については、当行の相殺実行日の相場を適用するものとします。

第34条（会員からの相殺）

1. 会員は、相殺計算をする7営業日前までに当行に通知することにより、弁済期にある預金その他債権とこの取引による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、当行所定の手続きをとるものとし、また相殺した預金その他の債権の証書、通帳は直ちに当行に提出するものとします。
2. 前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。また外国為替相場については、当行の相殺実行日の相場を適用するものとします。

第35条（当行からの充当指定）

当行が相殺をする場合、会員の当行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、特に通知せず当行が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第36条（会員からの充当指定）

1. 会員から返済または相殺をする場合、この取引による債務のほかに債務があるときは、会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、当行が債権保全上支障が生じるおそれのあるときには指定できません。
2. 会員から指定がないときは当行が指定することができ、この場合、当行が指定する債務について期限未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第37条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の開始または任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに成年後見人または任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出るも

のとします。

- 2.すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときは、前項と同様に届出るものとします。
- 3.前2項の届出事項について、変更または取消等が生じたときにも同様に届出るものとします。
- 4.前3項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第38条（業務の委託）

当行は、カードに関する業務およびその他会員サービスに関する業務の一部またはすべてを個人情報の保護措置を講じたうえで、三井住友カード株式会社、株式会社バンクカードサービスおよびその他の企業に委託できるものとします。

第39条（費用負担）

会員は、振込にて債務を支払う場合の金融機関の振込手数料、本規定に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課および公正証書作成費用等債権の保全または実行のために要した費用を負担するものとします。

第40条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合は、当行の請求に応じ、必要書類を提出するものとし、また国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。

第41条（準拠法）

会員と当行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第42条（合意管轄）

本規定による取引に関して会員と当行との間に訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または利用口座のある店舗の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第43条（規定の変更）

本規定を変更する場合、当行はその変更内容または新規定を本会員にあてて通知します。その通知を受けた後、会員がカードによる取引を行ったときは、変更内容または新規定を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第44条（規定の適用）

本規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座の場合は総合口座取引規定）、おきぎん I C キャッシュカード規定、おきぎん生体認証規定およびデビットカード取引規定により取扱

います。

【お問合せ・相談窓口】

1. 商品・サービス等についてのお問合せは、カードをご利用された加盟店までお願いします。
2. 個人情報の開示、訂正、削除等に関するお問合せや利用・提供中止、およびダイレクトメール等による宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出、その他のご意見の申し出に関しては、当行の「お客さま相談室」までお願いします。

＜沖縄銀行お客さま相談室＞

フリーダイヤル 0120-332-141

3. 本規約についてのお問合せ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、当行営業推進部におたずねください。

＜沖縄銀行営業推進部＞

TEL 098-869-1039

〒900-8651 沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号

4. カード紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。

＜VJ紛失・盗難受付デスク＞

フリーダイヤル 0120-919456

※上記番号がつながりにくい場合は、下記番号をご利用ください。

東京 03-5392-7303

大阪 06-6445-3530

以 上